

平成24年12月7日 開会

平成24年12月19日 閉会

(定例第8回)

# 南部町議会議録

南部町議会議務局

南部町告示第71号

平成24年第8回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年11月20日

南部町長 坂 本 昭 文

記

1. 期 日 平成24年12月7日

2. 場 所 南部町議会議場

---

○開会日に応招した議員

白 川 立 真君

三 鴨 義 文君

米 澤 睦 雄君

板 井 隆君

植 田 均君

景 山 浩君

杉 谷 早 苗君

細 田 元 教君

石 上 良 夫君

井 田 章 雄君

秦 伊知郎君

亀 尾 共 三君

真 壁 容 子君

青 砥 日出夫君

---

○応招しなかった議員

な し

---

---

平成24年 第8回(定例)南部町議会会議録(第1日)

平成24年12月7日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

平成24年12月7日 午前11時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議案第72号 南部町教育委員会委員の任命について
- 日程第6 議案第73号 鳥取県西部広域行政管理組合規約を変更する協議について
- 日程第7 議案第74号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成24年度南部町一般会計補正予算(第5号))
- 日程第8 議案第75号 南部町道路構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第76号 南部町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第77号 南部町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第78号 南部町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第79号 南部町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第80号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に基づく関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第81号 南部町防災会議条例及び南部町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町立ふるさと交流センター)
- 日程第16 議案第83号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町立おおくに田園スクエア、南部町民おおくに農山村広場、南部

町民おおくにコミュニティ運動施設)

- 日程第17 議案第84号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町地域農産物加工施設えぶろん)
- 日程第18 議案第85号 平成24年度南部町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第19 議案第86号 平成24年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第87号 平成24年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第88号 平成24年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第89号 平成24年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第90号 平成24年度南部町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第91号 平成24年度南部町病院事業会計補正予算(第2号)
- 日程第25 議案第92号 町道路線の認定について
- 日程第26 議案第93号 町道路線の変更について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議案第72号 南部町教育委員会委員の任命について
- 日程第6 議案第73号 鳥取県西部広域行政管理組合規約を変更する協議について
- 日程第7 議案第74号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成24年度南部町一般会計補正予算(第5号))
- 日程第8 議案第75号 南部町道路構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第76号 南部町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第77号 南部町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第78号 南部町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第79号 南部町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第80号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法

律の整備に関する法律の施行に基づく関係条例の整備に関する条例の制定について

- 日程第14 議案第81号 南部町防災会議条例及び南部町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町立ふるさと交流センター)
- 日程第16 議案第83号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町立おおくに田園スクエア、南部町民おおくに農山村広場、南部町民おおくにコミュニティ運動施設)
- 日程第17 議案第84号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町地域農産物加工施設えぶろん)
- 日程第18 議案第85号 平成24年度南部町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第19 議案第86号 平成24年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第87号 平成24年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第88号 平成24年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第89号 平成24年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第90号 平成24年度南部町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第91号 平成24年度南部町病院事業会計補正予算(第2号)
- 日程第25 議案第92号 町道路線の認定について
- 日程第26 議案第93号 町道路線の変更について

---

出席議員(14名)

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 細田元教君
9番 石上良夫君	10番 井田章雄君
11番 秦伊知郎君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 青砥日出夫君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長	唯	清 視君	書記	岡 田 光 政君
			書記	前 田 憲 昭君
			書記	藤 本 佳 子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂 本 昭 文君	副町長	藤 友 裕 美君
教育長	永 江 多輝夫君	病院事業管理者	田 中 耕 司君
総務課長	加 藤 晃君	財政専門員	板 持 照 明君
企画政策課長	谷 口 秀 人君	地域振興専門員	長 尾 健 治君
税務課長	畠 稔 明君	町民生活課長	仲 田 磨理子君
教育次長	中 前 三紀夫君	総務・学校教育課長	野 口 高 幸君
病院事務部長	陶 山 清 孝君	健康福祉課長	伊 藤 真君
福祉事務所長	頼 田 光 正君	建設課長	頼 田 泰 史君
上下水道課長	谷 田 英 之君	産業課長	仲 田 憲 史君
監査委員	須 山 啓 己君		

---

議長あいさつ

○議長（青砥日出夫君） 定刻になりましたので、第8回南部町議会定例会を開催いたします。

開催に先立ちまして、初めての定例会での議長席ということですので、冒頭にごあいさつをさせていただきますというふうに思います。

このたび、南部町議会議長の要職につくことになりました青砥でございます。その重責に対し、身の引き締まる思いであります。私は、本町議会議員としてその経験も浅く、また浅学非才であり、その器ではないことはよくわかっておりますが、多くの議員の皆様方の信託を受けました以上は、一身を挺してその御厚情にお報いする覚悟であります。議会の運営におきましては、中立公平の立場を堅持して議事を進行するよう心がけ、よりよい結論を導くよう努める次第であります。

す。何とぞ温かい御支援、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、財政問題を世界レベルで見ますと、ギリシャへの支援策を主とするユーロ加盟国の財政問題、アメリカでの実質増税及び強制的な歳出削減による「財政のがけ」問題等が顕著ですが、日本においても他人事ではありません。

財務省の発表によると、国及び地方の長期債務残高が平成24年度末で940兆円に達する見込みであります。対GDP比では200%に達しようとしています。これは先進国でいえば、ドイツ・カナダの80%台に比較して異常な数字と言えます。

我が町南部町も健全な財政運営を行うべきことは言うまでもありません。

国レベルにおいては、12月4日に公示、16日の投開票とされる衆議院議員総選挙で慌ただしくなっておりますが、いずれにしても、国民のことを第一に考えて今後の日本の政治をお願いするものであります。

南部町議会におきましては、地方自治法の一部改正に伴い、議会委員会条例及び会議規則を一部改正することを検討しております。これにより、町民の皆様の負託にこたえることを期待しています。

本定例会におきましては、人事案件、条例制定及び一部改正、指定管理、補正予算など、22議案を審議いただく予定としております。

後ほど町長から諸議案の内容につきまして説明がございしますが、提出されております諸議案に対しまして慎重審議をいただき、適正かつ妥当な議決に達することをお願いするものであります。

寒さも一段と厳しさを増してまいりましたが、議員の皆様におかれましては御精励賜り、町民の皆様方の負託によりこたえられますようお願いを申し上げ、開会のごあいさつといたします。

---

#### 町長あいさつ

○町長（坂本 昭文君） 12月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

10月14日に執行されました町長、町議会議員選挙以来、初めての定例会でございます。議員各位におかれましては、町民の負託を受けられて大いなる決意をもって町の発展のために頑張ろうという、そういうことで臨んでおられる議会ではないかと、このように思っております。4年間おつき合いさせていただきわけでございますけれども、どうぞ御精励いただきまして町の発展に御尽瘁をいただきますように御祈念を申し上げたいと思います。

私も3選目の町政に臨みまして、今までの成果と反省の上に立って、新たな町政の発展を期して頑張っていこうと決意をいたしておるところでございます。お互いに切磋琢磨いたしまして住

みよい明るい南部町をつくっていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、先ほど議長の方からもございましたが、今、衆議院総選挙が戦われているわけでございます。今後の困難な国政をどのような方向に方向づけていくのかという民意が問われる選挙でございます。いやが上にも関心が高いわけであります。そういう国政の方向というものをよくよく見定めまして南部町のマネジメント、運営に誤りがないようお互い頑張っていかなければいけないと、このように思っておるところでございます。町民の皆さんにもきっと大きな関心を持ってこの国政の行方、あるいはまた町議会のあり方、議論のあり方などについて関心を持って見ていただいているのではないかとと思っております。御期待にこたえてまいりたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

さて、9月の議会以降の町政の状況について、若干、御報告を申し上げておきます。11月の7日に朝金地区で、物置より出火いたしまして全焼いたしたところでございます。幸いに消防団が駆けつけまして消火活動をし、類焼や、あるいはけが人はなかったということで安堵いたしておりますが、こういう事件が発生をいたしております。また、9月から11月末の出生数は18人でございます。またこの間、お亡くなりになった方が38人ということございまして、11月末の人口が1万1,675人ということになっております。それぞれの皆様の健やかな御成長と、そして、お亡くなりになった方の心からの御冥福を、本議場を通じてお祈りを申し上げる次第でございます。

さて、本議会におきましては人事案件など、22議案をお願いするわけでございます。これから説明をして御審議をいただくという運びでございますけれども、いずれの議案につきましても町政の推進には御同意をいただきたい議案ばかりでございます。慎重御審議をいただきまして御賛同賜り御承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

一言申し上げまして、開会に当たってのお願いのごあいさつにかえる次第です。よろしくお願いをいたします。

---

#### 午前11時01分開会

○議長（青砥日出夫君） ただいまの出席議員数は14名です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成24年第8回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。



## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青砥日出夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。

7番、杉谷早苗君、8番、細田元教君。

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（青砥日出夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、13日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、13日間と決定いたしました。

---

## 日程第3 議事日程の宣告

○議長（青砥日出夫君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

## 日程第4 諸般の報告

○議長（青砥日出夫君） 日程第4、諸般の報告を行います。

初めに、議長から報告をいたします。第56回町村議会議長会の全国大会が11月の14日に東京のNHKホールにて開催されました。西部町村議会議長会全員で参加してまいりました。

大会での決議として、東日本大震災からの復興と大規模災害対策。一つ、真の分権型社会の実現。一つ、町村税財源の充実強化。社会保障制度改革。4項目に関する特別決議がなされました。

全国要望として24項目の要望が出され、各地方の要望として9項目の要望がなされました。中国地方では、高速交通体系の整備促進に関する要望がされました。以上の要望等を全会一致で議決をいたしております。

次に、豪雪地帯の復興対策について。要望事項8件の提案説明が行われ、満場一致でこれを採択することを決定しております。詳細につきましては、議会事務局に閲覧に供してありますので、よろしく閲覧の方をお願いしたいと思います。

さて、大会終了後、車にて福島県まで移動し、15日には被災地である相馬市で観光協会の反畑正博氏から被災状況と復興説明を受けたところです。その後、特に被害の大きかった沿岸地域

の視察と、原発で避難し、仮設住宅で住まいをされている4人の方と、また空き家住まいをされている観光協会の臨時職員の方と懇談を持ちました。3月11日の状況、対応、今の考え方、今後の展望などを聞きましたが、日本国民として、また人間としてさらなる継続的支援をしなければならぬと思った次第でございます。

仮設避難者の方の話を書く中で一致しているのは、自然災害については日ごろの訓練ができていなかったという部分。また、それは説明の中で言っておられましたが、学校に子供を迎えに行くと母親が亡くなるという悲劇があったということでした。子供は学校で無事に助かり、親を亡くす。またその逆もあり、日ごろの家での災害に対する話し合いが大切であるということも教えられました。

それにしても一番厄介なのは、放射能汚染であります。依然として方向性が国も県も、また住民すら一致した考え方ができていないというふうに言っておられました。いつまでも続く被災生活になるのか不安の方、また、避難生活によって隣近所がたくさんできてともに助け合う力ができてよかったという方、いろんな考え方があるわけですが、二度とこのような悲劇的な事故、また災害が起こることのないよう祈りながら福島を後にしたところであります。

福島から帰りましてメルパルクホールで、次は、全国過疎地域自立促進連盟というのがございました。西部の町村議会の議長会では日吉津と南部町が入っておりませんが、ほかの町は入っておりますのでその席に同席して話を聞いたわけです。会長は、溝口善兵衛さん、島根県知事でございます。決議事項として、1、地方交付税による財源保障機能の充実強化を図ること。2、過疎対策事業債の必要額を確保すること。3、住民が安心・安全に暮らせる生活基盤を確立すること。4、高度情報通信、高速道路社会の恩恵を享受できるインフラ整備を図ること。5、地域資源を活用した産業振興を支援し、新たな雇用を創出すること。6、集落対策と地域社会の活性化に対する支援を強化すること。以上の総意をもって決議するというので、11月の16日に行われました。

続きまして、鳥取県町村議会研修会の報告をいたします。鳥取県町村議会議員研修会が北栄町で11月27日に行われました。鳥取県内全町村議会議員を対象に研修を行いました。研修内容につきましては、「激動政局を読む、解散攻防の舞台裏と総選挙情勢分析」と、「議員の健康管理術、免疫力を高める生活のすすめ」の2つのテーマで研修を受けております。

「激動政局を読む、解散攻防の舞台裏と総選挙情勢分析」につきましては、今後の想定される政治日程をもとにし、12月16日投・開票される衆議院議員総選挙の想定される結果及びそれに伴う政治・経済の考え方、また今日の緊迫した外交関係の今後などについて、分析結果の説明

により研修を受けました。

「議員の健康管理術、免疫力を高める生活のすすめ」につきましては、日本と発展途上国との衛生状態の比較から、いかに免疫力を強め、健康管理をどのようにすればよいのか研修を受けております。いかにストレスが免疫力を弱めるか、また、これを高めるには日常生活でどのようなことに気をつければよいのか、また、その結果の実例についても説明を受け、健康管理の研修を受けました。以上でございます。

続きまして、議員からの報告を受けます。鳥取県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

8番、細田元教君。

○鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員（細田 元教君） 11月12日に鳥取県後期高齢者医療広域連合議会が開催されまして、参加させていただきました。その中で、各市町村から、構成町村から、この後期高齢医療についての具体的な、今までのことがあんまりわからんという意見がありまして、各議員さんの席に配らせていただきました後期高齢者医療に係る現状についてという文書を配らせていただきます。なくすと言ってからなかなか変わってないじゃないかということから、今こういう状態になってますというのを文書を出させていただきますして、それを各議員に配らせていただきました。

後期高齢者医療制度は平成20年4月に施行以来、4年半経過いたしました。この間、構成市町村との緊密な連携のもとで制度や広域連合の信頼確保にみんな取り組んでいました。制度スタート当初、被保険者数は8万3,300人でしたが、本年10月末では8万8,700人という状況になっており、今後も被保険者数はますます増加するものと推測されます。また、医療費給付を見ますと、平成20年度、開所当初ですね、月平均が約51億円でありました。それが、23年度では57億円、約6億円ふえました。ことしが、24年度は約60億円となっております。去年と比べて月3億円後期高齢者医療の医療費が伸びております。一月当たりの医療費も年々増加傾向にあります。この要因といたしましては、1人当たりの医療費の伸びもありますが、高齢化の進展に伴う被保険者数の増加によるところもあります。

ことしの8月、社会保障制度推進法が施行されたことで国は国民会議を設けて、今後1年以内に年金のあり方や高齢者医療制度などの将来像を示すことになっていますが、国民会議の設置のめどは立っていません。11月12日時点ではそうでしたけど、この間、やっと立ちました。11月の30日に第1回目が開催されたようでございますが、情報はまだ入っていません。

厚生労働省が発表いたしました2011年度の国民医療費は、過去最高の37兆8,000億

に達して、うち75歳以上の医療費は1兆3,000億円、全体の35%を占めており、医療費の抑制と公平な負担のあり方の検討が急務となっており、制度設計のこれ以上の先延ばしは許されない状況にあります。

広域連合といたしましても今後の制度改革の動向に注意しながら、被保険者の皆さんが安心して医療を受けていただけるよう、県内の19市町村と県と連携を図りながら安定した制度の運営に努めているところであります。

この上程された議案には、6号議案から10号議案まで、24年度の特別医療費の補正予算、23年度の一般会計の決算及び23年度の特別会計の決算等が出ております。事務室にありますので、見ていただきたいと思っております。

一番問題になっておりましたのは、今後の動向でございますが、この後期高齢者医療の基金が、22年度末では20億1,400万からありました基金が、25年度末、26年度の見込みとして、基金残高の見込みがあと7億6,300万しかないというような今状況になっております。余剰金も24年度はマイナス会計になっております。この間、取り崩し額が23年度が1億1,000万、24年度が5億500万、25年度が7億3,500万の取り崩しを予定しております。このようにしてでも毎月3億の医療費が伸びている現状でございます。早急に国民会議を開いていただきまして、この早急な対応が急がれるというのが今の現状であります。簡単ではございますが、報告にかえさせていただきます。

---

#### 日程第5 議案第72号

○議長（青砥日出夫君） 続きまして、日程第5、議案第72号、南部町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 議案第72号、南部町教育委員会委員の任命についてでございます。

南部町教育委員会委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

住所、氏名、生年月日、任期の順で読み上げますので、よろしく申し上げます。南部町宮前44番地、永江多輝夫、昭和27年6月10日、任期は4年でございます。南部町朝金145番地3、細田葉子、昭和35年2月1日、4年でございます。よろしく申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、この人事案件については出るんですけども、教育委員会の委員の任命なんですけども、この細田葉子さんについてどのような、永江多輝夫氏については現教育長ですからよく存じ上げておりますが、細田葉子氏についての略歴というのわかりましたらお願いしたいんですが。

○議長（青砥日出夫君） 討論だで、これ。質疑は終わったよ。

○議員（12番 亀尾 共三君） 討論なんですけど、私は、教育委員会の任命については、これは公選を主張するものでありまして、これについては公選でやるべきだと。この議会での承認ということは同意しかねるということを感じております。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、石上良夫君。

○議員（9番 石上 良夫君） 石上です。御両名とも教育行政、積極的に参加されております。過去の実績やこれからのまた新たなやる気も私はあると思いますので、賛成してしっかりと教育行政に携わっていただきたいと思っております。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第72号、南部町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

議案第72号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり同意されました。

---

#### 日程第6 議案第73号

○議長（青砥日出夫君） 日程第6、議案第73号、鳥取県西部広域行政管理組合規約を変更する協議についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長です。議案第73号でございます。鳥取県西部広域行政管理組合規約を変更する協議についてでございます。

次のとおり鳥取県西部広域行政管理組規約の一部を変更する協議をすることについて、地方自治法第290条の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

本議案でございますが、これは現在、鳥取県西部広域行政管理組合におきまして、障害者自立支援法に基づく障害程度区分等に係る審査及び判定事務を共同事務として規定しております。その業務を行っているところでございますけれども、平成24年6月の27日に地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が公布されました。それによりまして、障害者自立支援法の一部が改正されることに伴いまして、同法を引用する同組合規約について……（サイレン吹鳴）変更の必要性が生じているため、規約の変更について協議をするために議会の議決をお願いをいたすものでございます。

変更点といたしましては、「障害者自立支援法」の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、また「障害程度区分」が「障害支援区分」にそれぞれ改められることによりまして、所要の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この規約中第1条の規定は平成25年4月1日から、第2条の規定は平成26年4月1日から施行ということになっておりますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 提案に対し、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回、広域行政管理組合の規約を一部を改正するという事で、障害者自立支援法から、いわゆる総合支援法に変わったことによる名称の変更だと思うのですが、町長にお聞きいたします。

町長は、障害者制度改革推進会議総合福祉部会の全国町村長の代表委員をなさっておられた、ですね。その中で、今回の自立支援法が余りにも公益性が高く、障がい者の尊厳を傷つけたということで、民主党の政権がこれを変えますと表明された。それによって、いい法律をつくろうと町長も中に入っておられたと思うんです。その中で、町長はこの福祉部会の代表委員をされている中で、自立支援法というのはいろいろ問題があったということで、骨格提言をつくることに参加なさっておられます、そうですね。その中では、今回の総合支援法に対しては厳しい意見を言っておられるのではないかというふうに思うのです。なぜならば、今回の自立支援法が一番問題だと言われた、いわゆる応益負担ですよね、応益負担がなくなっていないという問題があると思うんです。私の手元には、平成23年の11月23日に町長が、いわゆる障がい者団体の方の会にメッセージを送られた文書が手元にあるんです。その中には、骨格提言を実現するために頑張

りたいというふうに書いてあるわけですね。そういう点から見たら、今回の総合支援法のあり方というのは疑問を持っておられるのではないかと思うんですが、どうでしょうかという点。それで、今回の西部広域の行政管理組合等についても、この審査等については、やはり総合支援法はおかしいということをお聞かせられたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 障がい者の自立支援法を改正をいたしまして、障がい者の総合支援法というような新たな法律をつくるという。そして、その法律の骨格を提言する政府委員に任命を受けまして、さまざまな角度からこの自立支援法の問題点について勉強もしてきましたし、提言もしてきたわけでありまして、私が所属しておりましたのは、在宅の福祉サービスというような部分に所属しておりました、すべてに精通しておるというわけではございません。ただ、その骨格提言を8月の末にまとめたわけですが、この骨格提言は現在の自立支援法の障がい者の心に届いていないといいたいまいしょうか、一口で言いますと。そういう部分を大いに改善をして総合的な法律をつくらうと、こういうことでありまして、現在は、今のこの法律は、そこに行く足がかりになる、その前段の法律であります。ですから、骨格提言で提言をしたものをきちんと法的に措置をして、そして、具体的な法案として出すのは来年なんです。ですから、来年に行く、その前段のさばきの部分が今回の総合福祉法というんでしょうか、総合支援法というようなこと。

この中で、主なものはここに書いてありますけれども、障害程度区分を障害支援区分に改めるとありますけれども、この人が日常でどの程度の支援が必要なのかということに着目をしていこうと。障がいの程度だとか何とかだなくて支援がどの程度必要なのか、そういうことに視点を変えてサービスの内容を決定していくための区分を改めると、こういうことでございます。まだ、このほかにもいろいろございます。例えば予算の額もOECDの額を確保しようとか、そういう提言もしているわけですが、なかなかこういう問題はすぐには解決できない。

それから、応益負担となっていないとさっきおっしゃったわけですが、応益負担というのは使えば使うほど負担がふえるわけですから、受益に応じて負担がふえるわけですから、これが否定されたわけですから、骨格提言では。（「そうですよ」と呼ぶ者あり）あなたは、さっき応益負担となっていないとおっしゃいましたけれども、応益負担だったわけです。応益負担だったのを応能負担に切りかえていく、こういうことなんですよ。ですから、そういう方向に提言をしているわけですが、現実にはもう応能負担になっておるんです、実際は。そういうことを申し上げておきたいと思っております。

そういう一つの流れの中でやっております、現在、その計画をつくる段階になっているわけ

です、政府の中で計画をつくる段階になっている。今度は、計画をつくる政策委員会というのができまして、そこにも要請を受けて出かけさせていただきました。この政策委員会の中で政府がつくる計画に意見を申し上げておると、こういう状況でございます。

いよいよ、来年の本格的な法律の障害者総合福祉法ですか、総合支援法ですか、法律の名称はどうなるかわかりませんが、骨格提言に沿った法案が御審議をされると、こういう運びになるわけでありませう。

これが今日までの私が認識している経過なんです、おかしいと言ったかというようなことでは、これはそういう前段の前さばきの法律でありますので、おかしいということでは申し上げておりませんので、御承知おきいただきたいと思ひます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私が聞きしたのは、一番最後の部分ですね。町長もつくられたこの骨格提言が非常に障がい者の暮らしの反映とか思いが入っていて、骨格提言は随分歓迎されているわけですね、障がい者団体に。その中にあなたもいらっしやう。ところが、6月に決まった総合支援法は、これをことごとく裏切る内容であった、この認識なんですよ。今の町長がつなぎ法だから応能負担になったというのは、私は事実ではないと思ひますし、今回の障害者支援法が骨格提言を反映したのかどうかという点では、あなた、おっしゃいませんでしたけれども、これは障がい者団体も含めてせつかく福祉部会でつくった骨格提言の内容が反映されていないと、一様に怒っているわけですね。であるならば、私は、町長のとるべき姿勢は、このような自分が判断するときでの西部広域行政管理組合等で総合支援法が出てきたときに、これは骨格提言の内容ではない、つなぎ法といえどもおかしいのではないかとすることを言わなければ、せつかく障がい者団体にいいメッセージを送られたあなたのメッセージが生きてこないし、強いては彼らをも裏切るような姿勢になるのではないのでしょうか。

そういう意味で言えば、再度お尋ねいたしますが、行政管理組合で専決処分といえども、この内容は障害者自立支援法をやめて、この長い名前ですね、総合支援法に変えたことを肯定する内容になっているわけですね。そこについて言えば、あなたはこれに対して、骨格提言に基づいてやるべきだというふうにおっしゃったかどうかということを再度お聞きしておきたいと思ひます。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほども申し上げたように、骨格提言に基づいた法律は来年整備されるわけでありませう。そのつなぎの、前段の前さばきの法律であります。程度によってどうこうというようなことではなくて、障がいの支援がどの程度必要なのかと、支援区



分に変えるということですから、これは個人の状況に随分着目をしてサービスを届けていこうという、そういう骨格提言の趣旨に沿った内容なんですよ。骨格提言は、物すごく膨大なものがあります。広範なものであります。したがって、あなたのおっしゃるようなおかしいと言ったなんてことではないわけです。ここの程度区分を支援区分に改めるというのは、これは前向きな対応でありまして、これをおかしいなんて言うはずもないわけでありまして。以上です。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） この西部広域行政管理組合の規約改正に反対の立場から討論いたします。

この総合支援法では、2014年に障害程度区分認定から障害支援区分認定に変えるとしていますが、これは当事者参加で協議されておらず、名前を変えても支給量を制限する財政抑制装置の役割は変わらないと考えます。

さらに、附則では、施行3年後に障害支援区分を見直すとしていますが、生活状況や障がい者の希望を立体的に反映させられる仕組みが必要です。当面、知的障がいや精神障がいはもちろん、難病や発達障がいなども含めた障がい特性の反映する支給決定を求めることが大切だと考えます。障がい者の方々に本当に協議に加わっていただいて、前向きな障がい者施策を前進させることが必要だと考えます。以上の観点で反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） これを反対されてしまえば、もとのになっちゃって程度区分が支援区分になりませんし、今、町長が言われましたように、応益負担がまだ生きるんじゃないだろうか。そのようにこれ前向きな改正でございまして、これを今、反対してもらっちゃ障がい者もちょっと困るんですね。これをしてもらって、今、私も初めて聞きましたけど、前さばきであるし、次、またきちっとしたのが出ると、骨格提言に沿ったのが出るとお聞きいたしましてそれに期待したいと思っておりますし、町長もその部会に入っておられまして、そっちの方で尽力されるようなニュアンスで聞いております。障がい者が一人の個人として、人間として生活できるようなぜひとも支援をしていただきますよう、これは一つのワンステップだと思っておりますので、こ

これは反対したらちょっと困るんじゃないかと思えますし、賛成すべきものだと思います。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 専決処分に反対します。

先ほどの論議の中で、これがつなぎ法だけれども、応益負担が応能負担に変わったと言っています。民主党と、その政権はこの説明にそういうふうと言っているんです。ところが、障がい者団体はだれもそんなふうには思っていない。1割以上のところについては応益負担が残っているし、今の自立支援法から変わった総合支援法が応能負担に変わったと言っているのは、変えようとしている政府とごく一部の方々だけです。あなたがそこに入っていたからそう言うのか知りませんが、一度障がい者団体に聞かれたらいいと思うんです。

先ほどの賛成者の方も言いますが、町長も言っておられたように、これを応能負担にしようかと思えばお金がたくさん要るものだから、その財源が見込めないとできないと言っているわけなんです。その財源が保障されてもいないのに、応能負担になったというのはおかしいでしょう。そういう意味で言えば、これは本来、骨格提言に基づいてしなければならない法の改正が改悪ですね、改悪に変わってしまったということで多くの障がい者団体が怒っているわけなんです。

私が何回も言っているのは、せっかく町長が入っている福祉部会でいい骨格提言をなさったのに、その立場でこの町村に帰っても、鳥取県に帰っても、声を上げていただきたいということで述べたわけです。このことが一歩でもよくなるというのは、大きな私は誤りではないかと。

支給区分についても、何ら支給制度の態度も変わっていない、笑い事ではない。それで、1年後にそうしたら変わると言いますが、1年後に変わる保証はあるのか。財源問題が腑抜けでそういうことを話されていないじゃないですか。そういうことを考えれば、私は、少なくとも責任ある町長、ましてや町村長の代表である町長が西部広域行政管理組合に出ているのに、そのことが自分たちが決めた骨格提言とは違う内容で決められてきているのに、そこに何ら言わないで、これは前進面だと言って、賛成する態度をしっかりとここで批判しておきたいと思えますし、障がい者の方々に耳を傾けた、本当に骨格提言に基づいた法律になるように努力されることを求めて反対いたします。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井です。先ほど町長の方はしっかりと出席しておる会議の中での様子を話をされました。骨格提言を生かすための前さばき法案であるということをはっきりと言っておられます。それを何ら内容的なことも中に入らずに、文章的なものだけからそういった判断をして惑わすようなことを町民の方に言ってほしくない。必ずこれは障がい者の方の

自立に役立つ法案に変わっていくというふうに思いますので、賛成の立場で討論いたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第73号、鳥取県西部広域行政管理組合規約を変更する協議についてを採決いたします。

議案第73号は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第74号

○議長（青砥日出夫君） 日程第7、議案第74号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度南部町一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第74号でございます。専決処分の承認を求めることについて（平成24年度南部町一般会計補正予算（第5号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によって、議会に報告をし、承認を求めます。

これにつきましては、詳細は総務課長の方から説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。説明いたします。

---

#### 議案第74号

##### 平成24年度南部町一般会計補正予算（第5号）

平成24年度南部町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,633千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,682,561千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年11月19日 専決

南部町長 坂本 昭文

4ページの方をお開きください、説明いたします。2款4項4目衆議院議員選挙費でございます。763万3,000円を補正いたしまして合計763万3,000円とするものでございます。内容的には、このたび12月16日に衆議院議員の総選挙が行われますが、それに先立ちましてもろもろの経費が必要になってきます。その関係で、その経費を補正をお願いするものでございます。報酬につきましては、これは立会人の報酬でございます。職員手当は、職員の超勤手当が主でございます。それから、需用費に対しましては消耗品が主なものでございます。役務費は、入場券とか公報の郵送料が主なものでございます。委託費の方といたしましては、ポスターの掲示場の設置費が主なものでございます。

専決をさせていただきましたのは、ポスター掲示場を至急にする必要がございましてその準備のことがございますので、総選挙が決まってから期間の間がないということで専決の方をさせていただいておりますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

失礼しました。歳入は、県支出金の総務費委託金でございます。763万3,000円を補正いたしまして2,461万1,000円とするものでございます。これは係る経費につきましては、100%委託金の方でいただくものでございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 提案に対し、質疑はありませんか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私、11月28日付で選挙管理委員会に住民からの要望として申し入れを行いました。3点です。

1つは、会見庁舎での投票所が狭いという問題で、投票の秘密保持ということが守れないという声を聞きました。そのことを改善ができないかということをも1つ。

2つ目には、会見地区での期日前投票の問題で、以前からこの議場でも私や赤井議員が質問もした経過もございます。それから、プラザ西伯での期日前投票場での下足入場について、これも期日前投票をされる方から下足での入場を求める声がありました。

この3点を申し入れを行った結果、いずれも難しいということでも、それぞれ、天萬庁舎の場所については秘密の保持を確保できるように工夫をしていくという答えだったんですけども…

○議長（青砥日出夫君） 植田君、簡明に。

○議員（５番 植田 均君） 期日前投票につきましては経費と物資ということが必要で、不可能だということですが、今回の予算見ますと、これ委託費で全額、町の財源を必要としてません。これは改善ができるのではないかというふうに考えるのですが、それと、プラザ西伯での下足入場、これは厚いじゅうたんが敷いてあってその上にシートを張ることによって歩行の安全に問題がある。こういう回答だったんですけども、実際にそんなに分厚いじゅうたんが敷いてあって歩行の安全が図れないのかということ再度確かめて善処していただければと思うんですけども、その点よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。選管の方に対する申し入れといいますか、そういうことであったと思いますが、まず経費の関係でございますけども、これは係る経費がすべて来るわけではございません。あくまでこれは基準によって算定しておりますので、基準の範囲内になれば来るわけでございますけども、基準の範囲外になれば、当然、町費の持ち出しになるということでございます。

それから、以前にもお答えしたことがありますけども、1カ所ですることでございますけども、合併して場所的には中心地になりますので、どこからの距離も大体同じような距離にあるということで、特に偏った位置ではございません。

それから、例えば組む体制でございますけども、期間が長くなります。期日前投票になりますと、今回11日間ありますが、その間、職員を張りつけないけませんので、これに対する物理的な問題があるということでございます。

それから、じゅうたんでございますけども、かたいところに敷くのであれば問題はないんですが、例えばわずかなでこぼこでも、当然、歩くに当たってはそういうものを敷くことによってかえって危ないところが出てくると思っております。プラザ西伯という場所が、今使ってる会議室がじゅうたん敷きなわけでございますけども、決して5センチもあるようなじゅうたんではございませんが、やはりそこにシートを敷いておきますとかえって歩くのに非常に支障があるんじゃないかと思っております。そのような点から、現在の場所をそのまま使わせていただいこうと考えておるところでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） ５番、植田均君。

○議員（５番 植田 均君） この回答の中に、投票所の期日前投票の中で会見地域の方が投票率も高くなってきているというようなことで、会見地域に対して期日前投票を持っていくということの理由がないではないかというようなことも書いてありますが、私、選挙そのものを住民が

政治に直接参加する一番大きな民主主義の基本ですよね。そのところを本当にもっともっと広げていくという立場に立てば、そのことも選管からも強調された内容です。

○議長（青砥日出夫君） 質疑に集中してください。

○議員（5番 植田 均君） そういう意味で、私が再度、これを固定的なものせず前向きに検討していただくということを再度要望したいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 要望ですか。

○議員（5番 植田 均君） 再度求めたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。当然、選挙に参加していただくということは非常に私たちも求めていることでございます。ただ、この機会がそれによって損なわれているかということになりますと、また話は別であろうと思っております。今までは投票所は、当然、投票日に投票いただくのが基本でございます。ただ、そのときに行けない方があるということで期日前投票ができておるわけでございます。以前は不在者投票でございました。ですから、これは期日前投票ができたからといって、確かに投票したことにはなるわけでございますけれども、あくまでこれは投票日に行けない方への配慮であると思っております。その機会が朝8時半から午後8時までという時間を設けておりますし、当然、土日も入っておりますし、その中で十分に、これが例えば2カ所になればそれが機能しないというものではないと思っております。あくまで本来は投票日に行っていただくというのが一番でございますので、それを補完的な意味で期日前投票がございましたので、それが前に申したように町の中心にあるような場所でやっておりますので、これについては皆様方に御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 9番、石上良夫議員。

○議員（9番 石上 良夫君） 1点だけ聞きます。12月16日の投開票日ということで、大変寒い時期になるわけです。投票の終了が午後8時、最終的に当選人の決定までどのような時間の設定で行われるのか、概略でいいですからお聞きしたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。投票が午後8時まででございますので、開票が9時からしたいと考えております。まず、小選挙区の方を行いまして、それから比例区、それから最高裁という格好になります。小選挙区の方は、大体9時40分あたりを目指しておりますけれども、その後、比例区の方を行いまして、比例区につきましては10時半過ぎて11時までにはしたいと思っております。比例区が終わりましてから国民審査になりますが、国民審査は若干

時間が従来かかっておるようでございまして、これはできれば12時までには終わりたいと思っております。なるべく早くしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほどの植田議員の質疑に対して総務課長から答弁があったその中でお聞きするんですが、財源についてなんですけども、期日前投票ですね、これについて、ここで財源内訳見ますと一般財源がゼロ円で、衆議院の委託金ということで、選挙費委託金ということで金額が提示してあります。これで私は理解すると100%出るもんだというぐあいに思ってたんですけども、先ほどの課長答弁では基準があるということだったんですけど、その基準というのが私ようわからんですが、これちょっと説明していただきたいんです。例えば人口比何ぼあって、あるいは面積があって1カ所しかできない、それが100%。あるいはそれが2カ所になれば何ぼになるとか。そういう基準が、面積、人口とか、そういう基準があればそれをちょっとお聞きするんですが、お願いします。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 選挙費の基準でございますけども、当然、投票所数とかによって違います。これは選挙人の数も関係してきますし、それから投票所の数、ですから当然、期日前投票の数も関係してくると思います。ただ、額的に計算されておりますのがその分のあったポスターの掲示場の数というものによってあります。それぞれ単価が決まっております、単価に数を掛けて計算していくという形になります。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 再度お聞きします。これ掲示板、いわゆる公営掲示板ですね、ポスター張る。この数とかそういうことにも関係があるのか。もちろん有権者ということが考慮になると思うんですけども、公営掲示板の数によってということなんですけども、それようわからんですわ。だんだん減ってきたでしょう、以前と比べると、結構あったんですけども、掲示の場所が数も減りましたが、何かそういう絡みがあるんだろうか、ちょっとようわからんです、その公営掲示板、ポスターの関係というのが。再度説明お願いします。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 掲示板につきましては、おおむね数が示されております。これは選挙の投票所の場所がありますが、投票所の場所の範囲で大体10カ所ぐらいまでというようなおおむねの基準がございます。その中で、うちの方は大体選管の方が設置をしておるわけでございますけども、投票所の掲示場の数が少なければ、当然、それに伴って総額が減ってきますので、

投票所のポスター掲示場でカウントされる金額というのが減ってくるということになります。あくまで先ほど申しましたいろいろな部分の合計で選挙の委託費が決まってくるので、その中の変動があれば、当然、それに伴った変動があるということでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私たちが今求めているのは、期日前投票を2カ所にしてほしいと言えば、経費の関係だと言ったので経費のことを聞いているのです。経費というのであれば、委託費で全額県から来るのでいいのではないかと聞いているのです。ところが、その基準を示してほしいと言えば、ポスター掲示板の数とか言うんですけども、であれば、ポスター掲示板の数は任意でふやせるのかという問題が出てきますよね。お聞きしますが、今の南部町のポスターの掲示板の数、有権者の数、投票所の数、期日前投票の数、これを全部計算したら委託費というのは幾らになるんですか。今の予算に上がっているのは、丸々基準内におさまったから一般財源入れなくてよかったわけでしょう。そういうふうに解釈していますよ、そういうふうに説明なさったからね。ということは、私たちが見ておれば763万以上基準があるんじゃないかと思っているんですよ、今の言い方だったらね。だから、私たちに納得いく説明して下さるとすれば、南部町の有権者や地域を見てどれぐらいの投票所があって、ポスターの掲示板があれば最大限できるのかということ示して下さらなければ執行部の答弁にならないのではないですか。それを求めたいと思います。残念ながら、これは専決処分で委員会にかからないものですから、ここで出さなければ議決できないと思うんです。そのことを示していただけませんか。

それと、もう一つ、細かいようですが、基準というのであれば、恐らく人件費の問題や手当の問題、消耗品等についても基準があるのかなと思うんですけれども、例えば細かいようで細かい問題、需要費の食糧費は期日前と当日では弁当代が違ってきます。これも基準に合わせてるんですか。そういうことも含めて、763万3,000円というのは南部町の基準の範囲内というのであれば、南部町の最大限は幾ら委託金として出るのかということをお説明ください。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。先ほど数字ということがございましたが、この金額につきましては前回並みを今回は計上させていただきました。といたしますのが、専決した時点でまだその経費が示されておりません。その関係で前回並みの金額をさせていただいたところでございます。詳細につきましては、当然、これから請求を行って、あと最終的には精算という形になります。ですから、その範囲内で使う、要するに町費まで突き出しては使わないという方向でございますので、その中でできるように工夫しながら職員の配置等も考えてやっていると



うことでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） それは現状を説明なさったと思うんですけども、それでは説明にならないと思いませんか。私が求めているのは、基準でいけば委託金というのは幾ら出るのか。前回のを見れば計算の仕方がわかるのではないのでしょうか。

それで、総務課長がおっしゃったように、この中で工夫しながらやっていくというのは当然ですよね。工夫しながら、住民の要望を聞きながら投票率を上げるための工夫していくという点でいえば、先ほどの期日前投票にお金を使ったらどうなるかという点も当然、検討されなければならないと思うんですね。そういう点から見て、経費の面で委託金として組めるのは幾らかっていうこと聞いてるんです。今の言い方であれば、かかった分は全部出ると言い方してるんですよ、裏を返せば。そういうことですよ。だって、言った分をどこを工夫してるかわからないから、そういうことでしょう。かかった分は払えたんですよ、委託金で。今までの予算見てても、金額余ったからって返す例もありました。そういうことをいえば、申しわけないですけども、先ほどの私どもの同僚の議員が住民の声を聞いて要望してることに経費がないとお答えになるのであれば、委託金とすればどういう基準で来るのかということをお答えくださらなければ説明不足になるのではないかと考えておりますので、その辺は回答していただけないでしょうか。議長、よろしく願いいたします。お昼にかかるようでしたら1時間休憩とってしていただければいいのではないかと思います。これ専決で、ここで議決しないといけませんので、よろしく願いします。

○議長（青砥日出夫君） そういたしますと、ここで休憩をいたします。再開は1時15分。

昼から基準がわかるということですので、ことしの基準は示されてませんが、前回の分の基準はあるということですので、それで御了承いただきたいと思えます。以上です。

それでは、休憩します。

午後0時13分休憩

---

午後1時15分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。先ほど真壁議員の方からありました選挙経費のことについてお答えいたします。

まず、選挙経費として算定されています主なものでございますが、投票所の経費、それから期日前投票所の経費、開票所の経費、それから選挙公報の発行費、ポスター掲示場費、それから事務費でございます。このほかに少額でございますが候補者の氏名掲示などありますが、これは少額ですので省略させていただきます。現在、この予算専決した時点から後に正式な算定をやってみますと、今回の一応来る予定が752万3,000円余りということになります。予算額よりも若干少のうございます。このことがありますので、予算の中でやっていかないけんとは思っておりますがということでございます。

ちなみに、投票所の経費の算定の仕方なんですけども、投票所は現在9カ所設けております。これにつきましては、計算の仕方が500人未満とか500人から1,000人未満、1,000人から2,000人未満というような格好で区分がございまして、その関係で単価が決まっております。ちなみに、南部町の場合には500人未満が3カ所ございまして、1カ所当たり25万7,944円でございます。それから、あと6カ所につきましては1,000人から1,999人というところに入りまして、1カ所当たり35万1,854円でございます。これから計算いたしますと、投票所の経費は289万122円ということになります。

それから、期日前投票でございますが、期日前投票につきましては1カ所でございます。これは1日当たり単価が決まっておりますして、1日当たり3万100円でございます。これは中の人員とかそういうことは関係なく1日当たり3万100円でございます。今回11日ございまして1カ所11日ということで、33万1,100円でございます。

ちなみに、投票所でかかっております経費は、管理者の報酬が1日当たり1万1,100円、立会人の方ですね、この方が2人おりまして1日当たり9,500円でございます。これを合わせますとちょうど3万100円になります。あと、職員がしておりますが、休日の場合、それから5時15分以降の8時まででございますけども、その間の超勤手当についてはこれは完全な持ち出しになってるところでございます。

それから、開票所の経費でございますが、開票所は1カ所当たりで決まっておりますして、これが南部町の場合には81万4,588円でございます。これは選挙人の数等によって決まりますので、南部町の場合にはこの定額でございます。あと、この中に通信費等がございまして、合計いたしますと85万8,448円が開票所の経費として認められております。

それから、選挙公報の発行費でございますが、これは配布を人を雇って雇用するという計算になっておりまして、南部町の世帯数でいきますと算定のもとが3,849世帯なんですけど、これを1日1人150軒配るという想定で26人雇用するという形で計算されております。その関係

で、この費用が18万787円でございます。

それから、あとはポスター掲示場でございます。ポスター掲示場につきましては、法定数が決まっております。法定数につきましては、その投票区の選挙人名簿登録者数、それと、投票区の面積がございまして、この双方から区分欄が決まっております計算するものでございます。ちなみに、南部町の場合は法定数が73、現在の設置数も73でございます。上限いっぱいにしてということになります。これに係る経費でございますが、73カ所分といたしまして95万8,125円でございます。

あとは、事務経費ということになります。事務費総額が230万3,501円でございます。これは先ほど申しました発行費とか若干ございまして、先ほど申しました金額になるものでございます。以上でよろしくお願いたします。

○議長（青砥日出夫君） はい……（テープ中断）質疑ありませんか。（「質疑、いいですか」と呼ぶ者あり）もう済んだへん。ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結し、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第74号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第74号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は、原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第8 議案第75号 から 日程第26 議案第93号

○議長（青砥日出夫君） お諮りいたします。この際、日程第8、議案第75号、南部町道路構造の技術的基準を定める条例の制定についてから、日程第26、議案第93号、町道路線の変更についてまでを一括提案説明を受けたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第75号から日程第26、議案第93号までを一括して提案説明いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。これから一括ということで議案を提案をさせていただきますけれども、前もって御了解をいただきたいというふうに思います。

これから説明いたします各議案につきましては、特に条例の制定関係につきましては、地域主権一括法によりましてそれぞれ法令が改正されております。それに伴いまして、それぞれ町の方で条例を定めるということになったわけございまして、それぞれの項目について沿って説明いたしますけれども、議案書につけております議案の中身については説明を省略をさせていただいて、改正の要点を私の方が申し上げますので、よく聞いておっていただいて、御理解をいただきたいということでございますので、よろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

議案第75号、南部町道路構造の技術的基準を定める条例の制定について。

次のとおり南部町道路構造の技術的基準を定める条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

この議案は、これまで道路構造令で定められてきた市町村道の構造の技術的基準については、第1次地域主権一括法により、道路法の改正がなされました。それによりまして、その道路管理者である地方公共団体が道路構造令を参酌して条例で定めることとされたことによりまして、新たに条例を制定をいたすものでございます。

条例に定める内容でございますけれども、道路の幅員、線形、視距、勾配、路面、排水施設、交差点または接続・待避所・横断歩道橋・さく、その他安全な交通を確保するための施設について基準を規定をして、道路構造令に定める基準値等と同様のものといたすものでございます。といたしますのは、今まであるものをそのまま町条例に移行するという内容のものでございますので、そのように御理解をいただきたいと思っております。

この条例の施行日は、平成25年の4月1日といたしております。

続きまして、議案第76号でございます。南部町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について。

次のとおり南部町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

本議案につきましては、これまで道路標識、区画線及び道路標示に関する命令で定められてきた町道に設ける道路標識の様式については、第1次地域主権一括法により、道路法の改正により当該道路標識のうち案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法については、

その道路管理者である地方公共団体が命令を参酌して条例で定めることとなりまして、新たに当該条例を制定をいたすものでございます。この条例で定めます道路標識の寸法につきましては、参酌いたします命令と同様のものといたしております。今まであるものと基準を同じ内容にしておるといってでございます。

この条例の施行日は、25年4月1日といたしております。

続きまして、議案第77号でございます。議案第77号、南部町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について。

次のとおり南部町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

この議案は、これまで移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令で定められてきました高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について、第2次地域主権一括法によりまして、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正によりまして、特定道路の道路管理者である地方公共団体が省令を参酌して条例で定めることとされたところでございます。

本町におきましては、特定道路管理者ではありませんが、同法によりその他特定道路以外の道路についても同様の円滑化基準に適合させる努力義務が定められておりますので、新たに当該条例を制定するものでございます。ここでいいます特定道路の管理者といたしますのは、鳥取県では鳥取市と倉吉市だけでございます。

条例で定める内容でございますが、歩道等、立体横断施設、乗合自動車停留所、自動車駐車場、その他必要な施設における道路構造に関する基準を規定をしており、参酌して省令と同様の基準を設けることといたしているものでございます。

この条例の施行日は、25年の4月1日といたしております。

議案第78号でございます。南部町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について。

次のとおり南部町営住宅等の整備基準を定める条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをするものでございます。

この条例は、これまで国土交通省令で定められてきた公営住宅、共同施設の整備基準については、第1次地域主権一括法により、公営住宅法の改正によりまして事業主体が省令を参酌して条例で定めることとされたことによりまして、新たに当該条例の制定をいたすものでございます。

この条例で定めます内容としましては、良好な住環境への考慮、建設及び維持管理に要する費

用の縮減、防火、避難、防犯のための適切な措置、1戸当たりの床面積などの項目について規定しており、参酌すべき省令と同様の基準を設けることといたしたものでございます。

なお、この条例の施行日は、公布の日といたしております。

続きまして、議案第79号、南部町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について。

次のとおり南部町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決をお願いをするものでございます。

本議案は、これまで水道法施行令で定められてきた布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格、水道技術管理者の資格については、第2次地域主権一括法によりまして水道法の改正がなされました。これによりまして、水道事業者が地方公共団体である場合には、その地方公共団体が水道法施行令を参酌して条例で定めることとされたことによりまして、新たに条例を制定をするものでございます。この条例で定めます基準につきましては、参酌しています施行令と同様のものといたしております。

条例の施行日は、25年4月1日といたしておるものでございます。

議案第80号でございますが、ここからは地域主権一括法の改正によりまして条文の改正などがございます。そういった関連するものを一括した議案として上程しておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

第80号、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に基づきまして関係条例の整備に関する条例の制定をするものでございます。

次のとおり地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に基づく関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

この議案につきましては、第1次及び第2次地域主権改革一括法により、各法律改正に伴って、その法律を引用する5つの条例について、所要の改正を行うものでございます。

まず、第2条でございますが、これは南部町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてでございます。これまでは地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体から国への寄附等が制限されておりましたが、このたびその制限がなくなったことから、国への寄附等についてそれを可能にするための改正を行うものでございます。

次に、第3条の改正でございます。これは南部町町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する

条例の一部改正につきまして、土地改良法の一部改正によります当該法令を引用する条例の条項の整理を行うものでございます。

第4条では、南部町土地改良事業分担金徴収条例の一部改正についてでございます。これは同じく土地改良法の一部改正に伴って、県知事の同意に関する協議が廃止をされ、報告で足りることとされたことによりまして、所要の改正を行うものでございます。

次に、第5条の改正でございますが、これは南部町公共下水道設置条例の一部改正につきましては、下水道法の一部改正によりまして国土交通大臣の認可制が廃止をされ、知事への報告で足りることとされたことによる改正でございます。

最後の第6条でございます。これは南部町公共下水道条例の一部改正でございます。同じく下水道法の一部改正により、公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理方法について、省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたことによりまして、該当の条文を追加する旨の改正を行うものでございます。なお、この追加する基準につきましては、参酌する下水道法施行令と同様の基準を設けることといたしているものでございます。

この条例は、第6条の改正規定については25年の4月1日から、その他の条項につきましては公布の日から施行することといたしております。

続きまして、議案第81号でございます。議案第81号、南部町防災会議条例及び南部町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

次のとおり南部町防災会議条例及び南部町災害対策本部条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをするものでございます。

本議案は、災害対策法の一部改正に伴いまして、防災会議及び災害本部についての機能等が充実されることにより、当該法令を引用する条例について所要の改正を行うものでございます。

まず1点は、第1条で、南部町防災会議条例の一部改正を行っております。内容としましては、諮問機関としての機能強化、自主防災組織の代表者等を委員に追加する旨の改正を行っております。

次に、第2条としまして、南部町災害対策本部条例の一部改正を行っております。内容でございますが、これは災害対策本部の根拠規定について条ずれが生じたことによりまして、引用条文の整理を行っているものでございます。

条例の施行日は、公布の日といたしております。

議案第82号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定によって、議会の議決をお願いをするものでございます。

本議案提出に先立ちまして、指定管理候補者選定委員会を11月の2日に開催をし、審議をいただき、指定管理候補者として承認をいただいているものでございます。

施設名でございますが、南部町立ふるさと交流センター。指定管理者となる団体でございます。鳥取県西伯郡南部町福成1452番地1、天津地域振興協議会、会長、田子義雄。指定の期間でございますが、平成25年4月1日から平成28年3月31日までといたしているものでございます。

続きまして、議案第83号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いをするものでございます。

この議案につきましては、施設が3施設ございます。これも11月の2日に指定管理候補者選定委員会を開催をし、審査をいただき、指定管理候補者として承認をいただいて議案に提出をいたしましたものでございます。

施設の名称でございます。南部町立おおくに田園スクエア、南部町民おおくに農山村広場、南部町民おおくにコミュニティ運動施設。指定管理者となる団体でございます。鳥取県西伯郡南部町原868番地4、大國地域振興協議会、会長、竹本昶。指定の期間でございますが、平成25年4月1日から平成28年3月31日までといたしております。

続きまして、議案第84号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

これは本議案提出に先立ちまして、指定管理候補者選定委員会を11月の26日に開催をし、審査をいただきまして、指定管理候補者として承認をいただいております。

施設の名称でございます。南部町地域農産物加工施設えぶろん。指定管理者となる団体、鳥取県西伯郡南部町浅井938番地、あいみ富有の里地域振興協議会、会長、田具有史。指定の期間でございますが、平成25年4月1日から平成28年3月31日までといたしております。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。



議案第 8 5 号

平成 2 4 年度南部町一般会計補正予算（第 6 号）

平成 2 4 年度南部町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 5, 3 8 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 7 4 7, 9 4 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 4 年 1 2 月 7 日

南 部 町 長 坂 本 昭 文

平成 2 4 年 1 2 月 日

決 南部町議会議長 青 砥 日出夫

9 ページをお開きください。歳出の方から御説明いたします。主なものを御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、総務費、総務管理費の 4 目 C A T V 管理費でございます。これは C A T V の方の修繕等がございまして機器の修繕でございますが、これが主に 8 6 万 4, 0 0 0 円でございます。

それから、財産管理費の方といたしまして 7 目でございますが、需用費の方として消耗品 1 3 4 万 4, 0 0 0 円ありますが、これは主に庁舎の燃料費等がございまして。それから、委託料といたしまして 1 6 0 万組んでるものでございまして、これは新宮谷住宅の跡地を今駐車場として使っておりますけれども、法勝寺にあります駐在所をそこに移転したいという県の方からの希望がございまして、そこを分けてほしいということがございまして。ただ、場所の面積とか地図が決定しておりませんので、そのために測量するものでございまして。合計、3 2 2 万円を補正いたしまして 1 億 1, 2 1 4 万円とするものでございまして。

次の 1 5 目ですが、さくら基金費でございます。2 6 0 万円を補正いたしまして 7 4 4 万 7, 0 0 0 円とするものでございまして。これはがんばれふるさと寄附金事業ということで現在いただいておりますけれども、件数、それから金額とも多くなりまして、そのお礼の品を発送するわけですが、その分の費用が不足してまいりましたのでその分に充てるものでございまして。

1 6 目の企画費でございますけれども、9 4 7 万 9, 0 0 0 円を補正いたしまして 4 億 3, 3 1 3 万 9, 0 0 0 円とするものでございまして。主なものといたしまして住宅用太陽光発電システムの設置ということで、現在、希望がすごく多くなりましてその分の費用ということで 6 0 0 万 4,

000円。それから、空き家一括借り上げ事業ということで3戸分を予定しておりますが、370万円でございます。

それから、17目地域自治振興費でございます。みんなで支え合う中山間地域づくりということで、500万を補正いたしまして8,352万6,000円とするものでございます。これは移動販売車の方を計画されてる事業者がおられまして、その方に対する補助金でございます。

18目の交通安全対策費でございますが、これは交通安全指導車が古くなって更新予定でしたが、寄贈を受けました関係でその分を減額するものでございます。139万円を減額し、302万9,000円とするものでございます。

次の20目諸費につきましては、介護保険事業の補助金の平成23年度分の額が確定いたしましたので、その返還金でございます。218万3,000円を組ませさせていただきまして1,652万3,000円とするものでございます。

ページをおはぐりいただきまして、11ページでございます。3款民生費の社会福祉費、2目障がい者福祉費でございます。これにつきましては、臨時特例基金特別対策事業ということで277万3,000円を組んでおりますが、これは権限移譲に伴いましてシステム改修が必要になりました、その関係でございます。合計いたしまして、401万2,000円を増額させていただきまして2億5,477万3,000円とするものでございます。

それから、民生費の児童福祉費、4目ひとり親家庭福祉費でございます。150万円を減額いたしまして4,328万6,000円とするものでございます。これは児童扶養手当の支給の額がほぼ確定いたしまして、不用額と見込まれます金額を減額するものでございます。

それから、下段の方に行きまして次ページですが、農林水産業費の5目農業振興費でございます。4,201万3,000円を補正いたしまして1億5,191万6,000円とするものでございます。主なものといたしまして公益法人組織変更事業ということで、これは全協の方で御説明させていただきましたが、現在ある2法人を今の法人形態を変えるということでそのための費用でございます。主に補助金、それから投資及び出資金で、出資金及び出捐金を出すものでございます。

それから、次は農地費でございますが、875万8,000円を減額いたしまして2,152万1,000円とするものでございます。これはしっかり守る農業基盤整備事業を減額しております。これはため池等の修繕を組んでおったわけでございますが、次年度事業としたいということで減額をするものでございます。

次、13ページになります。農林水産業費の林業費、2目の林業振興費でございます。主なも

のいたしましたは、全国植樹祭準備事業でございます。279万8,000円を組んでおりますが、これは植樹祭に当たりまして参加者のお土産を南部町特産品であります竹するめですということになりまして、その購入費用でございます。合わせまして、289万5,000円を補正させていただきますして6,244万8,000円とするものでございます。

7款の土木費でございます。道路橋梁費の中の2目道路新設改良費でございます。これは町道が5本ございますけども、主にその事業の精算、精査をした関係で事業費が増減しております。その関係をさせてもらうものでございます。最後の橋梁長寿命化改修事業でございますが、工事費が確定してました関係で若干余りましたので、次年度分を先倒しでさせていただきたいということで、補正額を含めながら委託料の方に組まさせていただきますしております。合計で66万6,000円の増額で、1億3,901万4,000円でございます。

それから、次のページ、14ページの消防費でございます。下段でございますが、消防費の非常備消防費でございます。行政無線管理費ということで、122万3,000円を補正させていただきますしております。これは現在デジタル化を進めておるわけでございますが、現在ある防災無線も引き続きその間は使っていく必要がございます。非常に故障等も多くなりまして、その分の修理費、それから幾らかの台数を購入するための費用でございます。122万3,000円を増額いたしまして3,895万4,000円とするものでございます。

15ページでございます。教育費の教育総務費、2目の事務局費でございます。27万9,000円を減額させていただきますして8,617万8,000円とするものでございます。主に、心や性に関する専門家派遣事業でございますが、これはほかの事業で対応した関係で減額をさせてもらうものでございます。

最後、16ページでございますが、11款の公債費、元金でございます。地方債の償還元金でございますが、160万を増額させていただきますして8億4,623万7,000円とするものでございます。これは辺地債を借り入れいたしましたけど、事業費の額の確定の関係で借り過ぎという形になった関係で、その分を繰り上げ償還するものでございます。

戻っていただきますして、7ページになります。歳入の方を御説明いたします。

まず、12款分担金及び負担金でございます。農林水産業費分担金でございます。これは先ほど申しましたが、しっかり守る農業基盤交付金事業ということで、受益者の負担金でございます。事業が減額になった関係で負担金も減額するものでございます。175万2,000円減額いたしまして373万円といたします。

下段ですが、県支出金、県補助金の1目総務費県補助金でございます。800万増額いたしま

して9,090万とするものでございます。これは太陽光発電システムを先ほど増額補正させていただきましたが、それに伴います県からの補助金でございます。あるいは移動販売車の関係での補助金でございます。これが500万でございます。

それから、次のページでございますが、県支出金の県補助金、3目の衛生費県補助金でございます。これは410万2,000円を増額させていただきました。6,232万6,000円とするものでございます。これはワクチン接種緊急促進事業ということで、当初予算要求時にはまだ補助金の継続が定まっておりましたが、それが確定いたしましたので今回補正させていただくものでございます。子宮頸がん予防、それからHib、それから小児用の肺炎球菌のワクチン接種に係る補助でございます。

それから、次の4目農林水産業費県補助金でございますが、これは先ほど申しましたしっかり守る農業基盤の分の補助金でございます。事業費の減額に伴いまして減額させてもらうものが主なものでございます。383万3,000円を減額し、1億5,428万1,000円とするものでございます。

一番下段ですが、20の諸収入、雑入の4目雑入でございます。南部箕蚊屋広域連合負担金過年度精算戻し金でございます。これは23年度の負担金の額が確定いたしました関係で、多く払っておりました分を返すということで、570万4,000円が返ってくるものでございます。その他、イノシシ等、それからCATVの補償費等がございます。566万5,000円を増額いたしました。1億1,535万6,000円とするものでございます。

前段の繰越金につきましては、歳入歳出の調整のために前年から繰り越しております金額を充てまして、繰越金5,283万6,000円を増額いたしました。1億4,195万8,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。議案第86号、国民健康保険特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

---

議案第86号

平成24年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度南部町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136,414千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,421,891千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年12月 7日

南部町長 坂本 昭文

平成24年12月 日

決 南部町議会議長 青 砥 日出夫

---

今回の補正は、医療保険給付費の伸びによる補正が主なものでございます。

歳出の方から説明いたします。5ページをお開きください。

第1款総務費の1目一般管理費ですが、6万4,000円を補正させていただきまして670万8,000円とするものです。この6万4,000円は、ジェネリック医薬品の差額通知を連合会から送れるようになりましたので、その役務費と委託料でございます。

2款保険給付費、1目一般被保険者療養給付費を8,060万9,000円増額し、7億6,022万5,000円とするものでございます。医療給付費ですが、平成23年度決算では22年度に比べて3.3%減額になっておりましたけども、今年度の見込みでは23年度の医療費を10.5%の伸びとなる見込みで補正させていただきます。

3目一般被保険者療養費を58万1,000円増額し、187万7,000円とするものです。これも決算見込みによる増額補正でございます。

3款後期高齢者支援金等、その下ですけども、5款介護納付金、その下、6款共同事業拠出金は、額の確定によりまして差額を補正するものでございます。

8款諸支出金、2目退職被保険者保険税還付金を20万増額し、30万5,000円とするものでございます。この還付金は、過年度分の保険税の税額構成によりまして還付するものでございます。

諸支出金の3目償還金を3,822万3,000円増額し、3,822万4,000円とするものでございます。これも23年度の事業実績報告によりまして、23年度いただいたものを返還するものでございます。

次、歳入について御説明いたします。4ページへお返りください。歳入。

5款前期高齢者交付金でございます。これも交付金の額の決定によりまして6,167万3,

000円増額し、4億903万7,000円となります。

10款の繰入金、2目基金繰入金ですが、歳入歳出で財源不足が生じておりますので基金の取り崩しをお願いするものです。7,324万9,000円の取り崩しをお願いするものです。

最後、11款繰越金でございますが、23年度からの繰越金を149万2,000円増額し、249万2,000円とするものでございます。以上でよろしく願いいたします。

続きまして、議案第87号の墓苑会計について説明いたします。

---

#### 議案第87号

##### 平成24年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度南部町の墓苑事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ404千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,467千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年12月 7日

南部町長 坂本 昭文

平成24年12月 日

決 南部町議会議長 青 砥 日出夫

---

4ページをお開きください。下の段です。歳出ですが、償還金の補正です。今年度予定しておりました墓地使用料の返還の予算を支出しておりまして、今後もう一基返還がある予定で増額補正させてもらうものです。40万4,000円の補正をお願いします。

歳入でございますが、返還があるんですけども区画が売れておりませんで、歳入の見込みがありませんので、一般会計繰入金で40万4,000円をお願いするものです。以上、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 上下水道課長、谷田英之君。

○上下水道課長（谷田 英之君） 上下水道課長です。議案88号について説明させていただきます。

---

#### 議案第88号

平成24年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度南部町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成24年12月 7日

南部町長 坂本 昭文

平成24年12月 日

決 南部町議会議長 青 砥 日出夫

---

4ページを開いてください、お願いします。歳出です。これは報償費を9万円、これは養父市の方に運転手の謝礼として組んでおりましたが、この9万円を冬期間、8月から11月までは職員で養父市の方に処理水をとりに行っておりました。これを12月からは冬期間のために町のトラックも冬仕様の、冬期間仕様のために使えなくなりますので、これを業者委託して9万円で約3月までの2回行ってもらうというので組んでおります。委託料9万円です。

歳入はありません。組み替えで、よろしく願いいたします。

次に、議案89号について説明させていただきます。

---

議案第89号

平成24年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度南部町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ146千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189,636千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年12月 7日

南部町長 坂本 昭文

平成24年12月 日

決 南部町議会議長 青 砥 日出夫

---

4 ページをお開きください。3 の歳出から御説明します。14万6,000円、これは平成23年度消費税確定によって平成24年度に中間申告を、3月中に中間納税をしなくてはならないもので、その14万6,000円増額でございます。

歳入につきましては、一般会計繰入金14万6,000円を計上しております。

次に、議案90号について説明させていただきます。

議案第90号、平成24年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。第1条、平成24年度南部町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、平成24年度南部町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。これは補正で収入はございません。

支出も組み替えでございます、中は。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第3条、予算第9条中「1,506万6,000円」を「726万1,000円」に改める。

14 ページをお開きください。収益的収入及び支出でございます。支出の部で、水道会計で職員2名、3月までしております、これが4月1日から職員1名と嘱託に変わったものでして、そのために785万円の差が出ましたので、これを組み替えました。主な内容は、配水及び給水の修繕料415万円に上げました。今年度は去年に比べまして水道管等の破損が多いもので、3月までの予想でとりあえず415万必要ということで上げました。

2は、4の総係費で、給与はその職員2人のうち1人減でなくなりましたので、マイナス427万6,000円。手当も△で150万2,000円。法定福利もマイナスの117万3,000円。健康保険料は嘱託職員が4月から入っておりますので、25万9,000円の増。通信運搬費は19万7,000円の増。負担金につきましては、退職手当組合の負担金が減りましたので、マイナスの85万4,000円。報酬は、嘱託職員1人の給与で179万9,000円。予備費としてその差額で140万計上いたしました。

これは歳入も歳出も一緒でございますので、歳入はありません。以上、審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 病院事業管理者でございます。議案第91号、平成24年度



南部町病院事業会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。別冊の平成24年度南部町公営事業会計補正予算書をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページをお願いいたします。

議案第91号、平成24年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）

総則。第1条、平成24年度南部町の病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億4,837万1,000円は過年度分損益留保勘定資金をもって補てんするものとする。）

収入の補正予算はございません。トータルで1,600万円。

支出でございます。既決の予算額1億5,907万1,000円に対しまして、530万円補正する。計が、1億6,437万1,000円ということになります。

7ページの平成24年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）の見積書をごらんいただきたいと思います。この上から2番目でございます補正額530万円でございますが、医療の質の向上を図るために医療機器の整備を行うものでございます。

あとでございますが、添付しております予算に関する説明書につきましては、説明は省略させていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第92号でございます。町道路線の認定について。

次のとおり町道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

これは土地開発公社で整備しましたリサイクルセンターへの進入路の道路でございますが、完成しましたので、町道として認定をいたすものでございます。

整理番号は、3345番。路線名としまして、カントリーパーク線。起点でございますが、能竹字出口263-1地先。それから、終点でございますが、能竹字葎ヶ谷336-1地先ということでございます。

ちなみに、道路幅員は5.5メートルから、最大で国道の取り付け部分については9.2メートル。それから、延長でございますが、232.2メートルという内容でございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第93号でございます。町道路線の変更について。

次のとおり町道の路線を変更することについて、道路法第10条第3項の規定によって、議会の議決をお願いをするものでございます。

この変更内容は、路線名、起点、終点等は変わっておりませんが、県の河川工事が終了したことによりまして、重要な経過地というところに大山椒魚橋という事項を追加をする内容でございます。起点、終点などは記載のとおりで変わってございませんので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） ここで休憩をしたいと思います。再開は2時40分。休憩します。

午後2時18分休憩

---

午後2時40分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は会議規則第54条にもあるとおり、疑問点のみについて簡明に行ってください。個別質疑につきましては、予算決算常任委員会で行うこととなりますので、総括的な質疑をお願いいたします。

議案第75号、南部町道路構造の技術的基準を定める条例の制定について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第76号、南部町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第77号、南部町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第78号、南部町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第79号、南部町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第80号、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図

るための関係法律の整備に関する法律の施行に基づく関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第 8 1 号、南部町防災会議条例及び南部町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第 8 2 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立ふるさと交流センター）、質疑ありますか。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 8 2 号、8 3 号、8 4 号というのは、公の施設の指定管理の指定で、いわゆる指定管理なんですね。そのうち 8 2 号の指定管理について、地域振興協議会ですね、いずれも地域振興協議会等に指定管理をしています。

今回、今まで継続してきたのを今後も 3 年間の予定で指定管理をするという議案が出ているのですが、基本的な考え方です。地域振興協議会等に建物を指定管理にするに当たっては、以前よりもたくさんお金がかかっていたのではないかという指摘もありました。町としての基本的な考え方です。今後 3 年間、地域振興協議会に再度管理を求めるに当たって評価が要ると思うんですけども、その評価等についてどのような基準で評価したのかというのが審査会の中で出たと思うんです。それについて詳しくは委員会で聞きますが、町長がこれを振興協議会に継続して指定に持っていくということについての町長の見解を聞いておきます。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。この指定管理の条例を提案するに当たって、それぞれ審査会を開催していただいて、適正なものと評価をいただいた上で提案をしておるということは、まず 1 点でございます。

基本的なことということでございますけれども、私はそれぞれの地域の公共施設については、それぞれの地域の団体で管理をしていただいた方がいいのではないかと、このように考えておりました。そういう意味でも地域振興協議会が最も地域における、そのような管理をするのにふさわしい団体ではないかと、このように考えております。

それから、経費のことをちょっとおっしゃいましたけれども、経費については、これは町の直営で町の職員に係るものよりも経費は安くなっておると、このように理解をいたしておりますので、基本的にこのような考え方で提案をさせていただいておりますので、よろしく願います。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 指定だと基本的には、地域の団体に見てもらった方がいいという町長の考え方はわかったんですけども、例えば指定管理している建物は、公の施設で町有施設ですよね。公の施設であるから、住民から見て利便性や利用度ということについて、町長はどのように把握されたのかということと、もう1点は、これ指名指定管理です。そうですね。ということは、今回、3年で見直しに当たっては町長の頭とすれば、もう地域振興協議会しか頭になかったというふうに理解していいのかということです、今の点で言えば。もうそこしかないという考え方なのかということなんです。もしそうであれば、公の施設を住民が使うに当たって指名指定管理するのであれば、振興協議会を使うことによってどれだけ利点があったのかというのが、私はやはり町の責任者として語られなければいけないと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。審査会の中でもヒアリングがあって、会長さんなどがそのヒアリングにお答えになって、それらをきちんと評価をいただいて、この指名指定ということになっておるといように理解をいたしております。

それから、住民から見てどうかということですけども、これは町がやるよりもはるかにいいのではないかと考えております。それは自分たちのよく知った地域の住民の皆さんみずからが管理するわけですから使いやすいと、融通もきくだろうと、このように考えております。

それから、ここしかないのかということでございますけれども、当面、南部町にはこのような住民団体では振興協議会が一番有力ではないかと、このように考えております。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 指名選定委員会の構成ですけども、条例上に今あると思うんですけども、学識経験者とか、どういう選考委員の条例になっておりますか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。委員でございますけども、現在、委員長は商工関係の専門家でございます。それから島大の教授、それからあと学識経験ということで2名と担当課長が入っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 町長は、先ほどから身近な住民が使いやすい団体だから、地域振興協議会に任せた方がいいと、町長の考え方として持っておられるようですけれども、やっぱり住民が使いやすいかどうかというのは、選考する段階から住民参加でそのことを評価していくこ

とがより望ましいと思うんですけども、そのことは今後委員会で深めていきますけれども、そういう考え方は持つべきであると考えませんか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） もっともな御意見だろうと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第 8 3 号、公の施設の指定管理者の指定について、一緒ですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第 8 4 号、公の施設の指定管理者の指定について、一緒ですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第 8 5 号、平成 2 4 年度南部町一般会計補正予算（第 6 号）、質疑ありますか。

5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） 補正予算書の 9 ページ、一番最後の 1 4 節の使用料及び賃借料ですかね、ここの空き家一括借り上げ事業ですけども、この説明資料を見まして、町が一括空き家を借り上げて固定資産税を免除して、それを宅地建物取引業をやっておられる業者に委託して仲介させるという計画のようですけども、町がこういうかかわり方をするということがちょっと一般的にあるのかなと思って。私は、空き家を住みたい人に直接紹介するというのはよく聞くような気がするんですけども、こういうことを計画された意図ですね、そのことについて説明をお願いします。

それから次に、1 0 ページ、みんなで支え合う中山間地域づくり総合支援事業、負担金補助及び交付金、これはよくわからないのは、これも地域振興協議会に係る事業のようですけども、よく説明書を読んでいると、何か事業者というふうに説明がされておまして、この取り組みの主体はどかがやるのかなということがよくわかりません。説明をよろしく願いいたします。

それから、1 1 ページ、保育園費のすみれ保育園のところで、保育園費が補正額はゼロですけども、臨時保育士さんが募集しても集まらないということで説明がされておまして、パートさんで対応しているということですけども、これは何が原因と考えられるでしょうか。

そして、1 2 ページの次、しっかり守る農業基盤整備事業委託料ですけども、これは次年度に計画を送るということなんですけども、結局この次年度に送ることになった経過ですね、そのところがよくわかりませんので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。御質問、企画政策課の関係は2点ございました。

1つは、空き家の一括借り上げ事業でございます。この宅建の業者とのかかわり方というようなことでしたが、この空き家の借り上げ事業につきましては、町内でふえております空き家について、この有効活用を図りまして、移住、そして定住に利用ができればということで、町の人口の減少の歯どめになったり、住入される方、移住される方に御活用いただけないかなというようなことが目的でございますが、募集をしたり、あるいは契約をしたり、あるいは家賃の収入、徴収といいたいまいしょうか、そういったもののノウハウが町としてはございませんので、そこは専門家の力をおかりしてはなというように、ここで業務委託というように考えておるところでございます。

それから、もう一つ、みんなで支え合う中山間地域づくり総合支援事業でございます。これは内容は、移動販売車を運行をさせたいという御希望が、米子の方の事業者さんが御希望なさっておりまして、それにつきまして、あくまでも事業主体はその事業者でございます。その説明書にも記載してございますが、県の方でその認可をする申請がありまして、認可をする予定でございまして、県の支援が受けられる予定でございまして、その移動販売車の県が認めます500万というものでございますが、その部分につきましては巡回をする南部町に交付を受け、南部町がまた再交付をして、事業者に再交付をするという流れでございまして、事業主体は事業者でございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。保育園費の非常勤報酬と賃金の組み替えですが、年度中途から資格のある保育士さんを非常勤でハローワークとかで募集しております。なかなか中途ということもありますし、期限が3月31日までということもありまして応募がなかったんですけれども、幸いにこのたび応募してくださる方がありまして、12月から勤めていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） しっかり守る農業基盤整備事業の翌年度にということのあれなんですけども、委託料につきまして翌年度ということなんですけども、これは説明書の方の一番頭の方に書いておりますけども、しっかり守るといのは単県事業でございますので、国庫補助事業でより有利な、要は地元負担が少ない事業に乗りかえられるということを県と相談しましたら言っ

ていただけまして、ただ、じゃあ何で来年度なんだということなんですけども、補助事業というのは前の年に申請をしてという方式でやっておりますので、24年度に24年度は間に合わないということですので1年遅れますけども、地元にとってより有利な事業にのるために1年おくらせるということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 質疑に関しましては冒頭に申しましたように、予算決算常任委員会に付託しますので、細かい部分についてはそちらで聞き取りをお願いしたいと。あくまで大枠で総括的な質疑をしていただくように心がけてくださいませ。（発言する者あり）まだありますか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 企画課長に再度お尋ねいたしますけども、定住促進ですよ、目的は。空き家を活用した定住促進で、町のかかわり方として、工事までしてやるというのはちょっと私には違和感があるんです。といいますのは、住みたい人が住みたいようにリフォームするというのが田舎暮らしなんかをする人には希望があるのではないかと思うので、その辺は少し、いろいろ検討された結果とは思いますが、どうなんだろうかなと。それで、宅地建物業者もそこまで町がやっていくというのも違和感があるんですけども、どうですか。

○議長（青砥日出夫君） 企画課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。空き家は南部町にも御多分に漏れず徐々にふえてございます。町にもそういう御照会や御相談が寄せられております。その中でも、空き家があるんですけども、町がそこに一枚関係、関与してもらったら安心だになという御意見もございます。町としての公的な関与をそのような格好ですること、空き家の有効活用、いわゆる移住、定住につながるというような判断をいたしておりますので、このような御提案をさせていただいたということでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 1つは、先ほどの植田議員が質問しております空き家対策のことですけれども、お聞きしたいのは、要は、私は今、恐らく委員会で説明するであろう予算案の事業説明資料を見ながらしているんですけども、委員会には町長が出られませんからお聞きしますが、これを見ていると10年間で収入が360万、支出が230万で、この分のあいた分というのは町にお金が入るわけですか。ということは、町は空き家を使って収益事業をなさるわけか、そういうことですか。

骨子がよくわからないのは、空き家対策と人口増加対策が可能だということになるほどそうだろうと。リフォームするお金が地元へ落ちるようにするというのもそうかもしれないけれども、

今まで例えば住民が望んでいるようなリフォーム助成とかということについては町長はしない、しないって、こう言ってきたわけですよ。これを趣旨が一貫してない感じがするんですよ、町の施策として。個人のものには手を出さないんだと言いながら借り上げて、町のものになるわけではないんだろうけれども、100万出して修理するというお金を出すんだと。結果として、町は360万から230万引いたら100何万もうかるんだよってということ言っているわけですよ。これは、町はこれをして収益事業をするのかって聞いているんです。住民に利便を図ったりすることは大事なことだと思うんですね。何をなさろうとしてるかってよく見えてこないんですよ、その辺の説明をしていただきたい。位置づけですね、それがよくわかりません。

それと同じように、町がきつといろいろ検討した結果、人口増や空き家対策等になって、いいのではないかということなんだと思うんですけども、ありますよね、何のために取り組むかという理念ですよ。結果としてもうかることになるからいいですよというのでは、議会の判断としてもそんなもんじゃないと思うんですよ。

もう一つは、それと関連しまして、どこでしたっけ、法勝寺の駐在所をなさるっていうのあったじゃないですか。それも同じですよ。町営住宅として利用していた用地について、駐在所に売ると同時に残った分を住宅用地として今度は売りますか、それもよくわからない。町が不動産屋のように今まであった行政財産を普通財産にして売るわけですか。それもよくわからんのですよ。企画の課長が不動産屋みたいな仕事するわけですか、その位置づけですね。公の地方自治体が何をなさろうとしているのかというのが、ちょっとよく見えてこないです。その辺を、これはやっぱり町長の姿勢が一番反映されているんじゃないかなと思うんですね。あとの課長にはちゃんとお聞きします、委員会で。お聞きしますから、町長がどういうふう考えているかというのを、それをちょっとお聞かせくださいね。

それと、2点目は、みんなで支え合う中山間地域総合支援事業では、米子の事業者とおっしゃいました。これも予算の説明書見たら、事業の目的は地域振興協議会の活動事業に対してって書いてあるんですよ。これは違うということですか。今、聞いたら、米子の事業者と言ってましたね。米子の事業者が入ってきて補助を出すんだと。ここに、私たちの手元にある12月補正の説明資料では、事業の目的は地域自治振興費の中の地域振興協議会の活動事業に対して、県の補助金を活用してって書いてあるんですよ、この整合性はどうかと、もう一つ、地方自治体の職員や議員もそうですけども、今この不況の中で住民にすることは、住民の懐を温めてあげないとデフレ不況脱却できない、小さいことでも。地域で金が回るようにするというのであれば、地域の商売人とか、そこに住む人たちにお金が落ちるようなこと考えるのが一番と違いますか。そう



いう意味で考えたら、この500万をどういうふうに使えばいいのかといえば、地域の業者たちがそこにお金が落ちるようなこと考えてもいいんじゃないかと思うんですね。そういう点から見て、米子の業者を対象とすることや、この問題点ですね、それと、この出されている説明資料等の地域振興協議会に出だすということの整合性はどうかという点です。

それと、2回しか質問できないので、もう一つは、予算書の13ページの土木費、道路橋梁費の道路新設改良費のところですか。これは年度末も近くなりまして町道の改良事業で終わりましたよというのでいろいろと残が出てきました。あと組むのは入蔵の改良費にお金を回す、それから橋梁長寿命化改良工事に回すって、こう書いてあるんですね。ここでも疑問なんですよ。道路改良については、町道改良については区長等を通じていっぱいしてほしいというところあるんじゃないかと、私も今回いろいろ聞いてるんですけどもね。そう言われたときに以前の担当課は金がないから取り組めんって言いよったんですよ。もしお金が出てきたのであれば、次に希望するところの計画上げていくというのが筋ではないかと思うんですね。それをここで見る限り、何か橋の寿命化改修事業に回すようなことになってることになってんのかなと思ったんですけども、その辺の考え方をお聞かせください。全部、町長ですね。課長には後で、委員会で聞きます。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。まず、空き家の借り上げ事業につきまして、試算を掲げてございます、10年間でということで掲げてございます。この収入の10年間で360万の家賃収入と、それから支出が230万というようなところで、収益事業ではないかという御指摘でございます。これはあくまで試算でございまして、これからさまざまところで積み上げをしなければならぬこととございます。今後、検討の余地があるということでございまして、この数字が宅建の、いわゆる専門家との家賃の収入も具体的にまだ折衝したというわけではございませんで、あくまでもスキームとして、流れとして、枠組みとして、このような流れを御提案をさせていただいておるところでございまして、町が収益事業をするというようなことは考えてございません。

それから、2点目のみんなで支え合う中山間地域づくり総合支援事業の中で、事業の目的に振興協議会の活動事業に対し、県の補助金を活用して財政支援することで地域の活性化を図るといふふうに事業目的に記載してございます。これは大きな事業のところみんなで支え合う中山間地域づくり総合支援事業としての目的でございまして、このたび12月補正で御提案をさせていただくのは、その中の一部というんでしょうか、そういう事業を使ってやるという意味で、このものの事業に入れておるところでございまして。ちなみに、500万円というものは、県の交付金

をそのまま町が受けて再交付するというものでございますので、町費を支出をするというものではございません。それで、まだ今協議中でございますが、地域の農協などなどから仕入れるというようなところの検討もございますし、これを使って地域の皆さんの安全というんでしょうか、見守り活動にも生かすというようなところの項目も検討されているというように聞いております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。先ほど真壁議員の方から御質問ありました法勝寺の新宮谷住宅の跡地でございますけども、これはまず、駐在所用地としては県の方の関係でいろいろ適地を見て回られたということで、ぜひともこの土地をお願いしたいということでございました。ほかにも土地がありますということは説明いたしたんですけども、あくまであの場所をぜひともお願いしたいという、たつての希望でございます。

それから、あと住宅で売って不動産業じゃないかという話があったんですが、決して不動産業を営むつもりはございませんでして、例えばこれは民間の活用になるのか、あるいは町が若者定住のための住宅を建てるとか、そういう施策の方に生かしていきたいと考えております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。道路新設改良費の関係の工事が大分進んで、余ったお金をということなんですけども、道路橋梁の長寿命化の方に持っていっておりますのは、来年予定をしております橋梁の測量設計をことしやっしまおうという考えでおります。

それと、補助事業といいますのは、一応パッケージになっておりまして、たまたま測量程度だったとしてもいいよということなんですけども、年度当初に例えばことしは5路線をやりますというふうに言っておったのに、少し安く済んだのもう一つ追加させてくださいということはないので、この5路線の中でできてもそういうことで、委託料で前倒しでやるというような方法で、なるべく予算を生かすということで考えております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。補足をさせていただきます。空き家対策ですけども、これは南部町の定住対策の一環として取り組むものでございます。特に町外の方、Iターンだとか、Jターンだとか、Uターンも含みますけれども、そういうお方が南部町に問い合わせがあるわけです。空き家が現にあって御紹介をいたしますけれども、そこに公的な関与があること

によって貸せる方も借りる方も安心感があるというようなことがあるわけでございまして、それをいろいろ間に立ってお世話する中で失敗したこともあるわけでございます。したがって、公的にこのような関与を深めて借りる方も貸せる方も安心するということが定住対策に役立てたいと、このように考えているところです。

それから、リフォーム助成のことをおっしゃいましたけれども、リフォーム助成は現在住んでおられる方のリフォーム助成という意味合いがあって、それから町内の大工さんとか左官さんとか、そういう人の仕事をつくっていくというような意味合いもあったというように思うわけですが、これは定住対策、町外から入っていただくという思いでございまして、いささか意味が違います。ただ、町内のそういう大工さんとか左官さんをお願いしてリフォームをして安心して使っていただくというような意味合いでございまして、収益事業をするわけではございません。収益事業は結果としていささかプラスになるかもわかりません。なるかもわからないけれども、目的はそういうことではないわけでありまして、家賃を安くしたりというようなことをもってお返ししていくべきではないかというように思います。

町が不動産屋のようなことをするのかということですが、全くそういう考えはありません。ノウハウはないわけですし、不動産屋をお願いをしてあっせんなどをお世話になりたいということですので、よろしくお願ひします。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 確認ですが、法勝寺の町の住宅跡地の町有地についていえば、駐在所に土地を出す以外は若者定住として町が住宅を建てる場合もあると、こういうふうにおっしゃいましたが、そういう考え方を持っておられるということなんですね、その確認。これは町長だよ。今、課長がおっしゃったんですけども、有効な使い方としてそういうこともあるというふうにおっしゃったと思うんですけども、あそこ町営住宅でしたからね。そういうことも考えているというふうに聞いたんですけども、そのことの確認が1つ。

それと、もう一つは、こだわるようではありませんが、私は空き家を上手に使ってよそから入ってくださるというのは大いに結構だと思うんですけども、正直言って、修繕料200万出すんだと思ったんですよ。これもよく見たら家賃が入ってくるから大丈夫だよということなんですけれども、これは町長です。このことも大事だと思いますが、よそから来る人も大切にしないといけません、この町で頑張って税金払ってる人も大事なので、リフォーム助成とかありましたよね、この考え方生かすのであれば、ここに今住んでいる方々が老朽化した家を直すということについても考えが広められるんじゃないかと思うんですけども、その点のことも町長に聞いておき

たいと思います。

それから、移動販売事業では、これは地域振興協議会とは関係ないってということなんですね。関係なくこれは、500万というのは米子の一業者に出すお金だというふうに理解していいわけですね。そうであれば、この米子の事業者は本町内を集落を対象にということですから、その米子の業者は南部町でお仕事をするというふうに言っているわけですか、米子ではなくって。その対象範囲もわからない。もしこのような事業があるのであれば、町内の業者にも聞いたのかと思うんですけども、そうではないんですか。向こうが手を挙げてきたからやったのかということですね。これはどうなんでしょう、その考え方です、どうですか。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） みんなで支え合う中山間地域づくり総合整備事業の移動販売車の件でございますが、振興協議会とは直接関係はございません。そして、米子の業者、これは百貨店の業者なんですけど、一つの業務の拡大といたしまして移動販売車を整備をして南部町を主に、南部町を移動販売車を使って毎週集落をめぐってやりたいというような希望がございました。これはその業者ではございませんが、日野郡でもそういった業者さんが日野郡内を移動販売車で駆けめぐっておられますので、また違った業者さんですけど、そういう地域に出かけて買い物が必要な皆さんの解消をしたいというようなことの目的で事業展開をするということでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。プラザ西伯の前の空き地でございますけれども、これは先ほど総務課長が答弁しましたように、警察の方からあそこに駐在所を移転させたいと、移転改築したいという申し出があっておりまして、これを受け入れようとするものでございます。

それから、跡地でございますけれども、御案内のように舗装もしてありませんし、草が夏は相当はびこって荒地みたいなようになっております。住宅地としてはあんまりいい姿ではないわけでございます。場所的には非常に役場にも近いし、学校にも近いといういい場所でございますので、ああいう三角になったようなことになっております。中に1本道路も通っておりますし、2カ所に分かれているわけですが、こういうのをまとめて道路は道路できちんと整備し、というのは、広域農道に対して斜めについているような道路であります、危ないわけですね。道路は道路で整備し、そして土地にそのような若者定住の住宅でも建てていただけるような、まず企業でもあればお世話になりたいなと思いますし、いよいよなかったら町の方でも思いつかないけんのではないかなと思ったり、今、思案をしておるところですが、基本的には土地の有効利用

を図りたい。それと、さっきも言うように、いびつな格好になっている用地をきちんとすると。それから、住宅地の周りにあのような草ぼうぼうの状況をつくっておいては、地主としては申しわけないというような気持ちでございます。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私も3点ほどかな、お聞きします。今、何回も質疑がかかっておりますが、私も聞くんですけれども、いわゆる移動販売のことなんですけれども、これ補助を受けてるわけですから500万、スタートするわけです。私、確かに奥部の人は日々の買い物、これ困っておられます。そういう状況であって、いいことだと思うんですが、問題は、業者というのはやっぱり少しでも効率よくやりたいというのが、これが心情です、私もそうですが。そうしますと、密集地には頻繁に行くんだけど、本当に過疎地の場合には行っても効率が悪いもんだからということで、やはりそこら辺の平均的にきちんとどことも大差なくやるというようなことがちゃんと結ばれているのかどうなのか、約束されているのかどうなのか、このことが1つです。むしろ、奥部の方が人がそういう希望を持っておられるわけなんです。あるお方だったんですけども、冷蔵庫がぱんぱんになるぐらい固めて買って帰るという状況を言っておられます。そういうことになると賞味期限なんかも、保存がきくものはいいんだけど、生鮮的なものはなかなか大変だということなんだから、平均的にやられることが約束できてるのかということをお聞きします。

それから、先ほど新宮谷というんですか、その法勝寺の住宅のところなんですけど、関連して聞くんですが、私もこの選挙の中で、さきごろ行われました選挙の中でいろいろ住民の方に話聞きますと、子供さんとか若い者が暮らすのに自分の持ち家が大変なんで、今の町営住宅に入りたいということで、実情を聞きますと、空き家があるんだけど、入ってもらうように修繕するためには非常にお金がかかるんで、そのことからちゅうちょされているようなんです。むしろ、そこに町が住宅建てるのはそれはもちろんいいことですが、まずある既存の住宅を修理して、希望者たくさんありますよ。だから、そこら辺について、町長、どう考えておられるのかということ、これが2つ目。

それから、3つ目なんですけど、緑水園のあのところですね、地域振興会、それからもう一つは、農業振興会。これが株式会社、それから一般の財団法人になるということなんですけど、一般の財団法人は別として、株式会社ということになると株は全部、出資はいわゆる町が全額出すということになるんですね。そうしますと、株主は町だけということになりますね。株式会社ということになりますと、当然、株式会社代表する社長があるんですけど、この社長については、これは町

長が兼務されるのでしょうか。その3点についてお聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。移動販売車のことでございますが、奥部も巡回するのかなというようなことでございました。これはあくまでも鳥取県と事業者が協定を結びまして、それでスタートをする事業でございます。だから、鳥取県の助成を受けて県から町に来まして、町が再交付をするということで予算が上がっている事業でございます。その協定の内容でございますけど、聞くところによりますと500品目以上を持って日用雑貨を中心に回ると。1日に10集落以上を南部町を回るというようなことで予定が組んであるというふうに考えております。今、どこの集落がいつだということは手元にありませんですけども、やはり奥部などは特にそういう買い物の不便地域でございますので、そういったところにも当然救いの手が巡回をするというふうに考えておるところです。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。財団の移行に伴いまして、新たに地域振興会が株式会社になる。全額出資をするがゆえに町長が社長になるのかなという御質問でございますが、これにつきましては今後その検討がなされるわけでございますけれども、現在、伯耆・南部地域振興株式会社、野の花でございますけれども、これも株式会社の形態をとっております。現在、こちらの方の社長は町長の方がなっておられますので、そういう形も一つの選択肢としてあるのかなというぐあいに考えております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。町営住宅の空き家の問題で、修繕費がたくさんかかるのでなかなかということなんですけど、事実はそうなんですけども、決してそのまま投げておいてという考えはございませんので、できるだけ修理をして入っていただけるようにしたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 1点だけ聞きます。あとのことについては委員会の方でまた聞きますが、いわゆる移動販売の協定書をぜひ提示いただきたい。議長を通じてお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 協定書はある、ないでしょう、まだ。（「県とですけんね」と呼ぶ者あり）ないということで。

○議員（12番 亀尾 共三君） ちょっと待って。県が結んでれば、当然、該当する町にも見せてもらうのは当たり前じゃないの。だって、エリアはここにするというんだから、南部町に。そう

じゃない。もう投げまくり。ただ、お金500万もらって、はい500万、このお金の流れだけで終わるの。そんな無責任だよ。（「協定の状況がちょっとわからんです」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君）（「詳細をちょっと聞いて」と呼ぶ者あり）後日、確認をしてみるということでございます。

ほか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第86号、平成24年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、質疑ありますか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 国民健康保険……（「詳細はだめですよ」と呼ぶ者あり）特別会計は、一般被保険者療養給付費で補正額が8,060万9,000円ですね。この伸び率で、対前年で10.5、大きな伸びなんですけども、この原因について、大きく何が原因したのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。24年の4月給付費から1,000万近くふえておまして、その原因について少し分析をいたしましたところ、循環器系の病気の方とか新生物もふえてきてるんですけども、脳血管、脳梗塞とか、そういう割かし高額の治療の方が急激にふえておまして、24年の4月から23年度と比べますと、毎月1,000万近くの増額の医療給付費を払っているという状態になっています。その病気が原因ではないかなということで、これから対策を考えていこうかなというところでございます。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 脳血管障害とか新生物もあるということですけど、広く言えばやっぱり検診できちんと自分の健康管理をしていけば重症化しないという、その辺の手おくれ感が私、言えるのではないかと思うんですけども、そのような認識でよろしいでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。これまでも新生物とか生活習慣見直しとかで事業をやってきておりますけども、今後さらに強めていかなければいけないということでやらせていただきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） ほか、ありませんか。

3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 今回の補正を見させていただきまして、非常に驚いたんですけれども、歳入の方で基金繰り入れが7,324万9,000円という補正になっております。平成23年度末の基金残高が大体1億円ちょっとだったでしょうか。そうしますと、この基金を使ってしまったら、基金残高が3,000万余りしかないということになります。そうした場合に、来年度以降の国保財政というのは非常に危険な状態になるんじゃないかというふうに私は危惧しております。

そこで町長にお伺いいたしますけれども、以前に市町村の国保財政は非常に財政規模が脆弱であるということで、鳥取県を単位とした国保という話があったというふうに私は記憶しておりますけれども、今現在で鳥取県を保険者としたような、そういう国保体制というのは話が今、断ち消えているのか、それともそういう話がまだあるのか、そういうことについてお伺いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。国保を県単位でやれということは我々が長い間言い続けておることでありまして、毎年国保の大会をして、そういう決議もして各部署に要請もしております。残念ながら現在のところはまだ実現はしておりませんが、国の方ではもう間違いなくそういう方向にかじを切っております。といいますのは、財政調整をもう0円からするというようになっておりまして、さっきもちょっと話したですけども、そういう1つの県で、1つの保険者でやっていく前段のような状況を今、つくっておるといようなことであります。できるだけ早くそういうぐあいになっていかんと、さっきおっしゃったように基金の残がもう底をつきかけておりますので、一刻も早く安定的な保険者のもとで国保運営をするのがいいのではないかと、このように私は思ってその運動に積極的に参加もしておりますし、それから知事にも話しておるといことであります。

○議長（青砥日出夫君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

議案第87号、平成24年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）、質疑どうぞ。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の予算と説明資料を見ますと、今後も返還が見込まれるための予算の増額を行うと。返還する場合には町がお金を出さないといけないということですね。需要と供給から墓地を考える、これは町が墓地をつくった以上、当然だと思うのです。墓地をめぐる情勢や動向がどうなのかという点も当然町は考えておかないといけないと思うのですが、町長は7月に職員向けのあいさつで、国立音楽院をつくられた新納さんという方が南部町にイザナミ墓苑をつくりたいと構想を語られたというふうに言っているんです。



私はちょっと驚いたのですが、そこで質問です。例えば国立音楽院が来るときには協定を結んで企業誘致したんですけども、そんなことはないと思いますが、町長、イザナミ墓苑を南部町につくりたいと新納氏が語られていた、こう言っているんですね、南部町につくりたい、南部町に墓地をつくる、墓苑をつくる、このことについて……（「議案書と関係ないで」と呼ぶ者あり）関係あります。だって、需要と供給です。全部返されたら町がお金を払わないといけなくなっちゃうから聞いてるんですけども、この点について町長はどのようにお聞きしているのかという点ですね。重要なことです。

それと関連して、インターネット等のグーグルとかで見ましたら、世田谷区にある池尻大橋の近くの国立音楽院と地図を……（「関係ないがん」と呼ぶ者あり）見たらそこにまんじのマークがあるんですよ。町長、何か聞いていますか。まんじのマークが入っているんです、地図の中に。これ見てもらったらいと思うんですけども、聞いているのはそこなんですよ。私たちが、言ったら彼は南部町に墓地をつくりたいと言っているわけでしょう。町長がそれを語られているから聞いているんですよ。うちにも墓地があるんですけども、南部町にイザナミ墓苑をつくりたいといった構想があるということについて、今の時点でどのように聞いているのか、その動向について町長はどう認識しているのかということをお聞きいたします。

○議長（青砥日出夫君） ちょっと墓苑事業……（「だって、返された」と呼ぶ者あり）補正とは余り関係ありませんが、答えるあれがあれば答えていただければいいですが、若干触れたところもあるとは思いますが……（「そうですね」「ない」「町長がしゃべってるんだけど」と呼ぶ者あり）

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。イザナミ墓苑を南部町につくりたいというお話を伺ったことはございますが、その後は何のことも聞いておりません。動きも今のところないと思っております。（「現状だ」と呼ぶ者あり）動きは全く今のところはないわけです。もちろん町が関与しようと思っておりません。

それから、この何ていうだ……（「まんじ」と呼ぶ者あり）これは全くそういう表示があるのかないとかというようなことは承知しておりません。

○議長（青砥日出夫君） 議案第 88 号、平成 24 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第 89 号、平成 24 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算、

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第90号、平成24年度南部町水道事業会計補正予算、質疑ありますか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 14ページの非常勤職員の報酬と給料、説明いただいてわかったんですけども、年度中途なんでしょうか、2名の正職員の体制から1名を嘱託職員にしたということだったと思いますが、この1人の嘱託職員の方の身分の保障は条例上、きちんと保障されておりますか。

○議長（青砥日出夫君） 上下水道課長、谷田英之君。

○上下水道課長（谷田 英之君） 上下水道課長です。1人の女性職員ですけど、嘱託職員ということで身分は保障されております。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 条例上に保障されていますかというお尋ねですが、よろしく願います。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。現在、嘱託職員ではございませんので、非常勤職員でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 次、議案第91号、平成24年度南部町病院事業会計補正予算、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） なし。

議案第92号、町道路線の認定について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第93号、町道路線の変更について。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） お諮りいたします。本日の上程議案について、議案説明は終わりましたが、質疑を保留のまま、会議規則第49条の規定により、11日の会議に議事を継続したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の上程議案は、11日の会議に議事を継続いたします。

---

○議長（青砥日出夫君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

また、来週10日は定刻より本会議をもちまして、一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。

午後3時41分散会

---